

Ⅲ 健康・福祉・防災

3 保健、健康づくり、安全対策

国民健康保険医療給付事業

5億5,180万円

(担当：保健福祉課保険医療係)【国民健康保険事業特別会計】

国民健康保険に加入している人が病気やけがで診療を受けたとき、医療費の一部を負担します。

主な経費

療養の給付・療養費の支給	3億2,307万円
高額療養費	3,040万円
後期高齢者支援金	6,692万円
前期高齢者納付金	7万円
老人保健拠出金	1,634万円
介護納付金	3,347万円
共同事業拠出金	7,788万円
出産育児一時金	350万円
葬祭費	15万円

財 源

保険料	1億2,583万円
国の負担	1億5,453万円
北海道の負担	1,947万円
国・道以外の負担（国保連合会など）	2億3,615万円
ニセコ町の負担	1,582万円
（うち貯金の取り崩し）	1,500万円

国民健康保険予防事業

2,680万円

(担当：保健福祉課保険医療係)【国民健康保険事業特別会計】

■特定健康診査事業

医療費制度改正により、40歳から74歳までの被保険者の健康診査が保険者に義務付けられます。平成20年度は人間ドックと合わせ310名分の経費を計上しています。

検査料 8,530円（うち自己負担額40～69歳1,300円、70歳～74歳850円）

■1日簡易ドック・婦人科検診事業

40～74歳の加入者を対象に1日簡易ドックを行うほか、希望する人を対象に婦人科検診を実施します。

定 員	項 目	簡易ドック	子宮ガン検診	乳がん検診
100人	検 査 料	34,650円	2,625円	3,455～5,366円
	自己負担額	12,000円	800～1,000円	1,000～1,600円

■健康パンフレットなどの作成

町民のみなさんの健康の保持と増進に役立つパンフレットを作成します

■医療費通知などの送付

加入者が病院などで受診した日と医療費を、確認のため年4回お知らせしています。また、健康についてのミニ情報も合わせてお知らせしています

主な経費

特定健診事業	179万円
1日簡易ドック・婦人科検診事業	382万円
健康パンフレットなどの作成	8万円
医療費通知などの通知事業	38万円
その他経費	2,073万円

財 源

国の負担	28万円
北海道の負担	607万円
利用者の負担金	159万円
ニセコ町の負担	1,886万円

Ⅲ 健康・福祉・防災

3 保健、健康づくり、安全対策

老人保健事業

4,670万円

(担当：保健福祉課保険医療係)【老人保健特別会計】

老人保健法は、医療制度改正により昨年度廃止されましたが、平成20年3月までに受診した分は従来どおり老人保健特別会計から給付されます。

今年度の予算額は、平成20年3月診療分の約1カ月間の支給額です。

主な経費

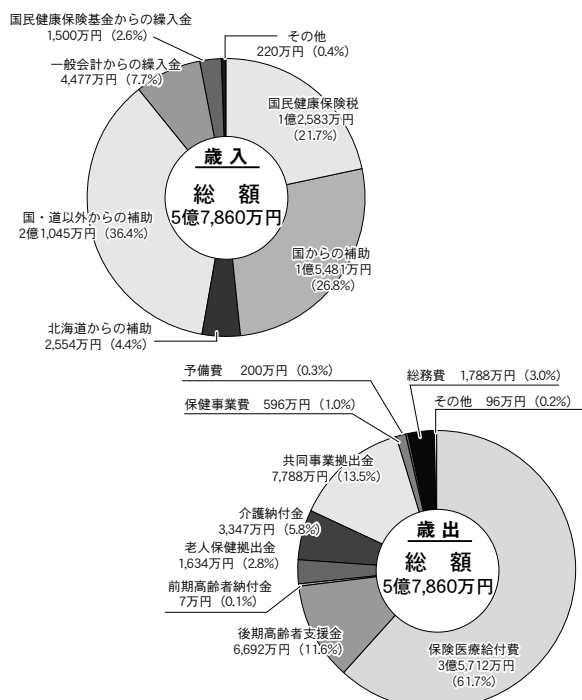
医療に対する給付	4,391万円
療養費の支給	24万円
高額医療費の支給	240万円
医療費の審査手数料など	15万円

財 源

国の負担額	1,552万円
北海道の負担額	388万円
医療保険からの交付金	2,342万円
ニセコ町の負担額	388万円

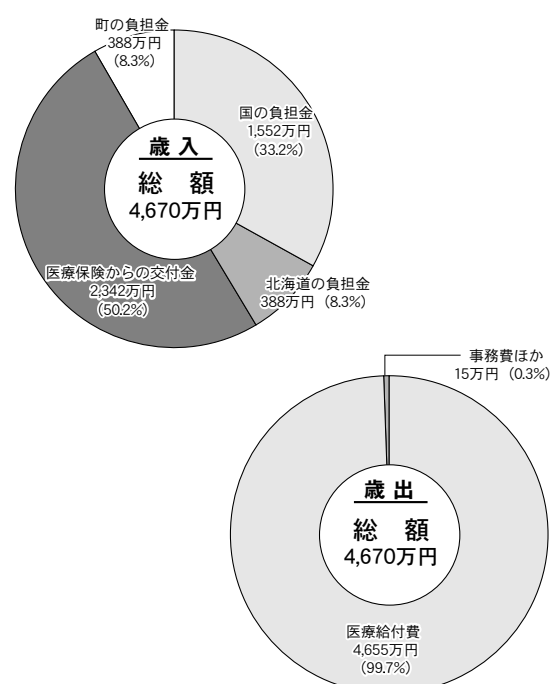
国民健康保険事業（特別会計）

国民健康保険事業は、町の一般会計とは別の会計を作り、独立して運営管理しています。



老人保健事業（特別会計）

老人保健事業は、町の一般会計とは別の会計を作り、独立して運営管理しています。



Ⅲ 健康・福祉・防災

3 保健、健康づくり、安全対策

福祉医療に対する給付事業

7,369万円

(担当：保健福祉課保険医療係)

小学3年生までの子どもや重度心身障がい者、母子・父子家庭の保護者と児童などへの医療費の一部を助成し、病気の早期発見、治療を行い福祉の増進を図ります。なお、昨年度まで乳幼児医療の対象年齢は就学前まででしたが、町の独自政策として今年度から小学3年生まで拡大しています。

また、4月の医療制度改正により、今年度から後期高齢者医療に必要な療養給付費用として、運営主体の北海道後期高齢者医療広域連合へ負担金を支払います。

主な経費

乳幼児医療扶助費	851万円
重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療扶助費	1,768万円
老人医療扶助費	543万円
後期高齢者療養給付費負担金	4,207万円

財 源

北海道の負担	927万円
国・道以外の負担	524万円
二セコ町の負担	5,918万円

後期高齢者医療事業 4,700万円

(担当：保健福祉課保険医療係)【後期高齢者医療特別会計】

平成20年4月1日から75歳以上の人（一定の障がいのある人は65歳以上）は、これまで加入していた保険から脱退し、新たに創設された後期高齢者医療制度に加入します。

この事業では、運営主体の北海道後期高齢者医療広域連合へ負担金を支払います。

主な経費

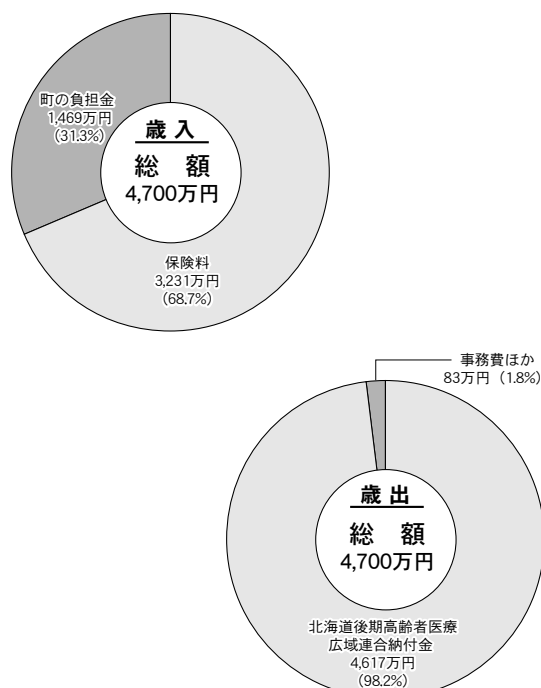
北海道後期高齢者医療広域連合納付金（保険料）	3,231万円
（事務費など）	1,386万円
その他事務経費	83万円

財 源

保険料	3,231万円
二セコ町の負担	1,469万円

後期高齢者医療事業（特別会計）

後期高齢者医療事業は、町の一般会計と別の会計を作り、管理しています。



Ⅲ 健康・福祉・防災

3 保健、健康づくり、安全対策

お母さんと子どもの健康診査

159万円

(担当：保健福祉課健康づくり係)

妊娠中の母子から就学前までの幼児を対象に、各種健康診査を行います。

■母子健康手帳の発行

■妊婦健康診査助成

全妊婦を対象に、5回の定期一般健康診査と超音波検査1回分の費用を助成します。受診時期により助成額が違いますので早めに妊娠届出をしてください。

第1回（妊娠8週前後） 9,700円（血圧、尿検査、貧血・肝炎などの血液検査）

第2回（妊娠20週前後） 970円（血圧、尿検査）

第3回（妊娠24週前後） 7,850円（血圧、尿検査、貧血検査、超音波検査）

第4回（妊娠30週前後） 4,100円（血圧、尿検査、血糖、貧血検査）

第5回（妊娠36週前後） 2,550円（血圧、尿検査、貧血検査）

■乳幼児健康診査 12カ月までの乳児、1歳6カ月児、3歳児の健康診査を年4回行います

■歯科検診・フッ素塗布事業

満1歳から就学前までの幼児を対象に歯科検診・むし歯予防指導、フッ素塗布を年2回行います

■むし歯予防教室 幼児センターで幼児や保護者の人へむし歯予防のための教室を開催します

主な経費

妊婦健康診査助成	91万円
乳幼児健康診査	42万円
歯科検診事業	26万円

子どもと高齢者の予防接種

254万円

(担当：保健福祉課健康づくり係)

子どもの定期予防接種をニセコ医院で行います。予防接種の対象となる人には、個別にお知らせしています。日程確認や詳細については保健福祉課健康づくり係までお問い合わせください。

※今年から5年間、麻しんと風しんの二種混合予防接種のうち、13歳で1回、18歳で1回の追加接種を行います

※BCG予防接種は生後6カ月までに済ませましょう

※高齢者対象のインフルエンザ予防接種は、10月から各医療機関で申し込みを受け付けます。65歳以上の人や、60歳～64歳までの人で心臓やじん臓、呼吸器に重い病気のある人は1人1,000円の助成を受けることができます

主な経費

予防接種ワクチン、医薬材料費	149万円
医師への予防接種委託料	48万円
インフルエンザ予防接種事業	57万円

Ⅲ 健康・福祉・防災

3 保健、健康づくり、安全対策

成人の各種健康診査事業

644万円

(担当：保健福祉課健康づくり係)

病気の早期発見、早期治療のため各種健康診査を行います。

今年度行う検診の申し込みは、3月に一括して受け付けましたが、定員に満たない検診では随時申し込みを受け付けます。詳しくは担当係までお問い合わせください。

※昨年度まで行っていた基本健康診査のうち、40～74歳までの人は今年度から、各保険者が実施することになります。国民健康保険に加入している人以外（被扶養者も含めて）は、勤務先の事務担当者にお問い合わせください

主な経費

各種健康診査	626万円
エキノコックス症検診	18万円

財 源

検診受診者の負担額	137万円
二セコ町の負担額	507万円

健康づくりの啓発・訪問相談事業 44万円

(担当：保健福祉課健康づくり係)

町民のみなさんが、毎日を健康に過ごせるように、各種の事業を行います。

■教室事業

・健康づくり講演会 ・地区巡回健康教室

■相談・訪問事業

・健康相談（役場会場は奇数月の10日を予定しています、土日の場合は前後します）

※介護教室や健康講話、健康相談など希望地区や団体などへ出向きますのでご活用ください

主な経費

各種教室事業	9万円
各種相談・訪問事業	34万円
健康手帳作成費	1万円

財 源

北海道の負担額	17万円
二セコ町の負担額	27万円

健康づくり推進活動

6万円

(担当：保健福祉課健康づくり係)

健康づくり推進協議会や保健委員会を中心に、健康的な地域づくりについて学習し、話し合いを通して各地区や団体に健康づくり活動の推進を呼びかけています。

■健康づくり推進協議会

健康づくりについての事業内容の検討や各団体の意見交換を年3回行います

■保健委員会

保健委員（19地区27人）の研修会議を年2回行います

主な経費

健康づくり推進協議会	1万円
保健委員会	5万円

Ⅲ 健康・福祉・防災

3 保健、健康づくり、安全対策

保健医療施設整備運営補助 216万円

(担当：保健福祉課健康づくり係)

広域で行われている救急医療や地域医療の充実対策に必要な経費を負担します。

主な経費

救急医療推進のための負担金	145万円
ようてい訪問看護ステーション運営負担金	70万円
医療協議会等負担金	1万円

母と子の子育て教室・相談事業 14万円

(担当：保健福祉課健康づくり係)

出産や子育てを支援する各種教室、相談事業を行います。

■パパママセミナー(2日間コースを年2回)

出産を迎える夫婦を対象に、妊娠・出産・育児の学習と参加者同士の交流を行います

■育児セミナー(年4回)

1歳未満の子どもを育児しているお母さんを対象に、歯みがきや離乳食のコツなどを紹介し、お母さん同士の交流を図ります

■乳幼児健康相談(年4回)

乳児と2歳児の発育や栄養、生活習慣、子育ての相談を受けます

■赤ちゃん訪問

初妊婦、生後1カ月前後の赤ちゃんがいる家庭を訪問します。産前産後の体調や子育ての相談に活用ください

主な経費

各種教室事業	4万円
各種相談事業	10万円

交通安全関係団体活動費補助 55万円

(担当：町民生活課町民生活係)

町内には、交通安全指導員や事業所を中心に、地域の交通安全活動を支えている「ニセコ町交通安全推進委員会」と、町民のみなさんが参加して、交通安全を呼びかける街頭啓発活動などを行なっている「ニセコ町交通安全協会」という2つの団体があります。

町では、交通安全運動を支えるこれらの団体に対して、活動費の補助を行っています。

主な経費

ニセコ町交通安全推進委員会補助	35万円
ニセコ町安全協会活動費補助	20万円

町民交通傷害保険事業 36万円

(担当：町民生活課町民生活係)

全国的に交通事故が増加しています。町民のみなさんが万が一交通事故にあったときの保障として、交通傷害保険への加入を推進しています。年額保険料は、大人1口360円、中学生以下は1口120円です。1人2口まで加入することができます。保障額は、1口あたり最大100万円です。

なお、加入は年度途中からでもできますので、気軽にご相談ください(保険料は、月割りで計算します)。

主な経費

町民交通傷害保険料(1,000口)	36万円
-------------------	------

財源

保険加入者の掛金	34万円
ニセコ町の負担額	2万円

Ⅲ 健康・福祉・防災

3 保健、健康づくり、安全対策

街路灯整備事業

26万円

(担当：町民生活課町民生活係)

町では、平成13年3月に作成したニセコ町街路灯整備計画に基づき、町内の交通危険個所を中心に街路灯を整備しています。

また、自治会などで街路灯を新しく設置するときや大規模な修繕をするときに、費用の一部を補助する制度があります。詳しくは担当へお問い合わせください。

主な経費

自治会新規設置補助 (電柱供架式、町道本通団地1号線2基・新規要望分2基)	13万円
交通安全灯設置 (電柱供架式、町道運動公園通 2基)	13万円

街路灯維持事業

531万円

(担当：町民生活課町民生活係)

町が所有している473基の街路灯に必要な電気料と修繕費です。また、自治会などで維持管理している街路灯の維持費にも助成しています(昨年度に引き続き、本年度も補助率が変わりました)。

■町と街路灯維持管理の協定をしている場合

支払った電気料の60%以内の額を助成します
(町所有街路灯を自治会などで管理します)

■町と街路灯維持管理の協定をしていない場合

支払った電気料の40%以内の額を助成します

主な経費

町有街路灯電気料	385万円
町有街路灯修理	50万円
街路灯維持費助成(31団体)	96万円

チャイルドシート貸出事業 0万円

(担当：町民生活課町民生活係)

道路交通法では、6歳未満の幼児を車に乗せるときは、チャイルドシートを使用することが義務づけられています。町では、チャイルドシートの装着意識と着用率の向上を目的に、無料でチャイルドシートの貸し出をしています。行事、旅行、帰省などで一時的にチャイルドシートが必要な場合などにご利用ください。

なお、貸出期間は最大で2週間以内です。

【この事業は経費がかかりません】

■幼児シート(対象：おおむね1~4歳程度)

■ジュニアシート(対象：4歳以上の幼児)

交通安全啓発資材の配布

交通安全協会と交通安全推進委員会では、交通安全を呼びかけ、事故防止を図る目的で、啓発資材を無償で配布しています。

■高齢運転者マーク

満70歳以上の方が運転するときは、高齢者運転マークを車に表示しましょう

■夜光反射材

昼間と夜間では、歩行者の服の色によって運転者からの見え方が違います。夜光反射材を付けていると、運転者から100mぐらい離れていても確認できます。運転者は常に十分な注意が必要ですが、歩行者も運転者から発見されやすいように配慮することが大切です。

高齢運転者マーク・夜光反射材の配布を希望する人は、町民生活課町民生活係(☎44-2121)へお問い合わせください。